

第 1 編

総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、鎌ヶ谷市防災会議が作成する計画であり、鎌ヶ谷市の地域に係る防災に関し、災害予防活動、災害応急活動及び災害復旧活動等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

【資料編】

- ・資料1-1 鎌ヶ谷市防災会議条例
- ・資料1-2 鎌ヶ谷市防災会議委員

第2節 計画の位置付け

本計画は、本市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、鎌ヶ谷市総合基本計画の基本理念や施策を踏まえ、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

第3節 計画の構成及び災害の範囲

本計画は、次の構成によるものであり、地震災害、風水害等、大規模災害についての対応を図る。

■鎌ヶ谷市地域防災計画の構成

構成	内容
第1編 総則	計画の方針、計画の基本的な考え方、防災関係機関の事務又は業務の大綱、市民及び事業所等の責務、防災環境
第2編 地震編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 附編：東海地震に係る周辺地域としての対応計画
第3編 風水害等編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画
第4編 大規模事故編	総則、大規模火災等対策、公共交通等事故対策、放射性物質事故対策
資料編	条例、各種資料、様式等

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備えていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害が発生した場合には被害が広域にわたるため、公助である防災関係機関の活動のみでは対処することが困難になることから、「自らの命は自ら守る」とする自助や「自分たちの地域は地域のみみんなで守る」といった共助による取組みが重要となる。そのため、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていくことが重要である。

1 「自助」による取組みの強化

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、市は家庭や地域等を支援し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

2 「共助」による取組みの強化

過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、地域の力が大きく貢献しているところである。

都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

3 民間団体等との連携

民間団体等と市との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、生活協同組合等との物資の協定に関する協定や防災活動協力に関する協定、避難場所としての施設の使用に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮

するための取組みを進めていく。

第3節 災害時要援護者及び男女共同参画の視点

1 災害時要援護者の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、要介護等の高齢者）、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの災害時要援護者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では津波による被害が特に大きかったことから、東北3県（岩手、宮城、福島）の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも高齢化が進んでいることから、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、災害時要援護者の視点に立った対策を講じるものとする。

2 男女共同参画の視点

東日本大震災では、ライフラインの停止や保育・福祉サービスの機能低下により増大した家庭的責任が、女性に集中することなどの問題が明らかになり、また、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめ、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識された。一方で、被災時においては、父子家庭や介護を行う男性の支援も視野に入れることも必要であり、防災・復興の取組みを進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して対策を講じていく必要がある。これらの被災時や復興段階における女性や要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）をめぐる諸問題を解決し、男女双方や要援護者の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災・復興に関する政策・方針決定過程等への女性の参画が不可欠であることから、防災・復興に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、鎌ヶ谷市防災会議において修正する。したがって、各対策担当課及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を鎌ヶ谷市防災会議に提出する。

また、防災に関する科学研究の成果並びに災害による被害の発生状況と災害対策の効果を考え合わせ、恒久的に検討を加える。

第3章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1節 鎌ヶ谷市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等被災者保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧用資材の確保と物価の安定の協力依頼に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 被災者の生活再建支援に関すること
- (14) 災害対策に関する防災関係機関、団体への応援要請及び相互応援協定締結市町村への応援協力に関すること
- (15) 防災関係機関、団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 消火活動に関すること

第2節 千葉県

1 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧用資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること

- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都縣市間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

2 東葛飾地域振興事務所

- (1) 市が処理する事務、事業の指導及びあっせん等に関すること
- (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること
- (3) 災害救助に関する連絡・調整に関すること
- (4) その他災害の防除と拡大防止に関すること

3 東葛飾土木事務所

- (1) 県の所管に係る河川、道路、橋梁の保全に関すること
- (2) 水防に関すること

4 鎌ヶ谷警察署

- (1) 住民の避難誘導及び行方不明者の捜索並びに救出救助に関すること
- (2) 交通規制及び緊急交通路の確保に関すること
- (3) 災害情報の収集に関すること
- (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること
- (5) 犯罪の予防、取締りに関すること
- (6) 災害情報の広報に関すること
- (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること

5 習志野健康福祉センター（保健所）

- (1) 医療施設の保全及び防災対策の指導等に関すること
- (2) 災害時の医療救護に関すること
- (3) 災害時における病院入院患者の医療等の指示調整に関すること
- (4) 防疫その他保健衛生に関すること
- (5) 動物対策に関すること

6 水道局

- (1) 市と連携した飲料水の応急給水に関すること
- (2) 所管施設の被害状況の把握に関すること
- (3) 所管施設の応急復旧に関すること

第3節 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波警報の伝達に関すること

2 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
 - ① 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
 - ② 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
- (3) 国有財産関係
 - ① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - ② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - ③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - ④ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
 - ⑤ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - ⑥ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ① 災害関係の融資に関すること
 - ② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - ③ 手形交換、休日営業等に関すること
 - ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
 - ⑤ 営業停止等における対応に関すること

3 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

4 関東農政局

(1) 災害予防対策

- ① ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事
- ② 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事

(2) 応急対策

- ① 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事
- ② 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事
- ③ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事
- ④ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
- ⑤ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する事

(3) 復旧対策

- ① 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る海岸施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事
- ② 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関する事

(4) その他

- ① 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事
- ② 災害時の政府所有米穀の供給に関する事（農林水産省生産局）

5 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- (3) 被災中小企業の振興に関する事

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事

8 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事
- (4) 災害時における応急海上輸送に関する事
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関する事

9 関東地方整備局

- (1) 災害予防

- ① 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - ② 通信施設等の整備に関する事
 - ③ 公共施設等の整備に関する事
 - ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
 - ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関する事
 - ⑥ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
 - ⑦ 豪雪害の予防に関する事
- (2) 災害応急対策
- ① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
 - ② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
 - ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
 - ④ 災害時における復旧資材の確保に関する事
 - ⑤ 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関する事
 - ⑥ 災害時のための応急復旧資材の備蓄に関する事
 - ⑦ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事
 - ⑧ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事
- (3) 災害復旧
- 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

10 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

11 第三管区海上保安本部

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関する事
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関する事
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関する事

12 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- (1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事
- (2) 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関する事
- (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事

13 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関する事
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事
- (3) 災害時における非常通信の確保に関する事

- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事
- (5) 関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- (6) 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関する事

1.4 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

第4節 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ① 防災関係資料の基礎調査に関する事
 - ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
 - ③ 防災資材の整備及び点検に関する事
 - ④ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する訓練の実施に関する事
- (2) 災害派遣の実施
 - ① 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動又は民生支援及び復旧支援に関する事
 - ② 災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

第5節 指定公共機関

1 東日本電信電話株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

2 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- (2) 災害救助の協力をする奉仕団の連絡調整に関する事
- (3) 義援金の募集及び配分に関する事

3 日本放送協会千葉放送局

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
- (4) 被災者の受信対策に関する事

4 日本通運株式会社

- (1) 災害時における貨物（トラック）自動車による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事

5 東京電力株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関する事
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

6 KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における通信サービスの提供に関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

7 日本郵便株式会社（鎌ヶ谷郵便局）

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関する事
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
 - ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事
 - ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事
 - ⑤ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

第6節 指定地方公共機関

1 京葉瓦斯株式会社

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事

2 東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関する事
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- (3) 帰宅困難者対策に関する事

3 公益社団法人千葉県医師会（一般社団法人鎌ヶ谷市医師会）

- (1) 医療及び助産活動に関する事
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

4 一般社団法人千葉県歯科医師会（公益社団法人船橋歯科医師会）

- (1) 医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

5 一般社団法人千葉県薬剤師会（一般社団法人船橋薬剤師会）

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること

6 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知に関すること
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること

7 社団法人千葉県トラック協会及び社団法人千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7節 公共的団体等

1 鎌ヶ谷市建設業協会

- (1) 災害時における建設活動、修理活動及び倒壊建物の撤去等の協力に関すること

2 公益社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部

- (1) 救護活動業務の協力に関すること
- (2) 接骨師会と医療機関との連絡調整に関すること

3 JAとうかつ中央（とうかつ中央農業協同組合）

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
- (5) 農産物の需給調整に関すること

4 鎌ヶ谷市商工会

- (1) 災害時の食料及び物資供給の協力に関すること
- (2) 商工業関係被害調査、融資あっせん等の協力に関すること
- (3) 災害時の物価安定への協力に関すること

5 鎌ヶ谷市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティア活動についての協力に関する事
- (2) 低所得者世帯に対する生活福祉資金の貸付に関する事
- (3) 共同募金会鎌ヶ谷市支会として義援金の受付に関する事

6 鎌ヶ谷市赤十字奉仕団

- (1) 災害時における応急対策についての協力に関する事

7 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関する事

8 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関する事
- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関する事
- (4) 被災施設の災害復旧に関する事

9 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関する事

10 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事

11 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底に関する事
- (2) 防護施設の整備に関する事

12 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 避難計画の作成及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 危険物等の安全措置に関する事
- (3) 従業員、入所者等の安全確保に関する事

第4章 市民及び事業所等の責務

第1節 市民

市民は、被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害発生時には、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努める。

■市民の責務

平常時の備え	災害時の対策
① 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ② 飲料水、食料の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備 ③ 近隣との相互協力関係の形成 ④ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握 ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ⑥ 災害時要援護者への配慮 ⑦ 自主防災組織の結成 ⑧ 住宅の耐震診断・耐震改修、家具の転倒防止等の対策 ⑨ 過去の災害から得られた教訓の伝承	① 地域における被災状況の把握 ② 近隣の負傷者、災害時要援護者の救助 ③ 初期消火活動等の応急対策 ④ 避難場所での自主的防災活動 ⑤ 防災関係機関の活動への協力 ⑥ 自主防災組織の活動

第2節 自主防災組織、住民組織

自主防災組織等の住民組織は、「自分たちの地域は地域のみんで守る」との理念に基づき、平常時の備えと、災害発生時の自主防災活動を行う。

■自主防災活動の内容

平常時の備え	災害時の対策
① 防災知識の普及 ② 防災訓練の実施 ③ 地域の安全点検の実施 ④ 地域住民（災害時要援護者等）の把握 ⑤ 防災用資機材等の整備・点検 ⑥ 防災体制づくり（多様な住民の参画）	① 情報の収集伝達 ② 出火防止及び初期消火 ③ 負傷者の救出、応急手当 ④ 避難誘導、安否確認 ⑤ 食料、救援物資等の配布協力 ⑥ 避難所の自主運営（多様な住民の参画） ⑦ 在宅避難生活支援

第3節 事業所

各事業所は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努める。

さらに、事業所は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP；Business Continuity Plan）の策定に努める。

■事業所の責務

平常時の備え	災害時の対策
① 災害時行動マニュアルの作成 ② 防災体制の整備 ③ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施	① 事業所の被災状況の把握 ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供 ③ 施設利用者の避難誘導 ④ 従業員及び施設利用者の救助 ⑤ 初期消火活動等の応急対策 ⑥ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第5章 防災環境

第1節 位置及び概況

本市は、千葉県北西部に位置し、都心から約 25km 圏内にあり、鉄道による交通は約 30 分という恵まれた立地条件である。東は白井市、南は船橋市、西は市川市、松戸市に、北は柏市に接している。

■本市の位置

市役所の位置	北緯35° 46' 37" 東経140° 00' 03"
面積	21.11km ²
周囲	30.75km
距離	東西4.97km 南北6.60km
標高	最高 約30.30m 最低 約7.30m

本市は、農業を中心として発展してきたが、昭和 30 年代後半から宅地開発が進み、人口が増加し、昭和 46 年 9 月に、人口 44,760 人で県下 24 番目の市となった。

その後、鉄道等の都市基盤整備の充実と相まって、平成 8 年 12 月には人口 10 万人を超え、東葛飾地域の中核都市として、ますます発展することが期待される。

第2節 自然環境

1 地形及び地質

本市は、下総台地と呼ばれる約 12.5 万年前に形成された海成段丘上に分布している。台地は幅 100m ほどの谷(串崎新田、道野辺などに広がる)が刻まれている。台地の高いところでは標高約 30m、谷底では標高約 7~10m となっている。市内には大きな河川はなく、谷底を小規模な河川が流れる程度である。

台地を構成する地層は、主に成田層群と呼ばれる砂層からなり、表層の数メートルはローム層からなっている。谷では表層の数メートルは軟弱な砂層やシルト層からなり、それより深部は成田層群になっている。

2 気象

本市の年平均気温は 14.8℃(平成 24 年)である。今までの最高気温は、昭和 46 年に記録した 39.0℃、最低気温は昭和 50 年、53 年に記録した -9.0℃である。

年間降水量は 1,131mm(平成 24 年)で、全国的に見ても雨量が少ない方である。特に冬季は乾燥した晴天の日が続く。

第3節 社会環境

1 人口と世帯数

本市の人口と世帯数は、平成24年3月31日現在、108,814人、45,353世帯（住民基本台帳人口）である。

人口は、昭和30年代後半から、都市化に伴い増加を続け、平成8年12月には10万人を越えている。一世帯当たりの人口は約2.4人で、都市化とともに、核家族化も進行している。

年齢別人口構成では、平成24年3月31日現在、15歳未満が約13.3%、15歳以上65歳未満が約64.2%、65歳以上が約22.4%となっている。

2 土地利用

台地は畑、谷底は水田といった農業を中心とした土地利用がなされてきたが、都市化の進展により、南部ではほとんどが住宅地となっている。北部でも、旧集落や新京成線、幹線道路に沿った地域に住宅地が形成されている。

市全体の土地利用は、平成24年1月1日現在、宅地が約35.0%、畑が約21.8%、山林が約6.9%、田が約2.0%、その他が雑種地等である。

3 交通

本市の主要な道路は、国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線等であり、本市と周辺市とを結んでいる。

鉄道は、東武野田線、新京成線、北総線が通っている。

4 ライフライン

本市の上水道は、昭和46年に県水道局により供用が開始され、給水人口は約8.3万人、普及率は約76.3%（平成23年度末）である。

下水道は、昭和59年より供用を開始し、平成24年4月1日現在、処理区域人口は約6.1万人、普及率は約56.2%であり、整備途上にある。

ガスは、京葉瓦斯㈱及び戸別プロパンガス、電力は、東京電力㈱によって供給されている。